

■報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

十和村が取得した土地の未登記により、当該土地に係る固定資産税が相手方に課され損害を与えたことについて、相手方との示談が成立したため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

概 要	十和村と相手方との間で平成10年8月11日に交わした土地交換契約の後、分筆登記までは行ったが、当時の担当者が事故で不在となり、町への所有権移転登記の事務引継ぎが行われなかったため、相手方からの申し出があるまでの間、当該土地に係る固定資産税が相手方に課されていた。 その後、直ちに所有権移転登記を行ったが、平成30年5月8日に相手方から固定資産税の過払い分の返還要望があったため、遅延損害金と合わせて賠償するもの。
対 象 地	高岡郡四万十町昭和 [] 宅地 0.29 m² 高岡郡四万十町昭和 [] 宅地 1.39 m² 高岡郡四万十町昭和 [] 宅地 2.18 m²
専 決 処 分 日	平成31年3月24日
損 害 賠 償 額	金7,568円 （内訳）固定資産税相当額4,413円 遅延損害金3,155円〔利率年5分で算出〕
相 手 方	住所 [] 氏名 []

【対象地の位置図】



【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 略

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 略

民法（抜粋）

（法定利率）

第 404 条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年 5 分とする。

（金銭債務の特則）

第 419 条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2・3 略